

障 発 0605 第 1 号
令和元年 6 月 5 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚 生 労 働 省
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令の一部を改正する政令並びに児童福祉法施行規則及び障害
児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令の公布について

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 20 号。以下「改正政
令」という。）並びに児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関す
る省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 9 号。以下「改正省令」
という。）が、本日公布されたところである。

改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処
理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する
周知方をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観
点から、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経
済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、消
費税率引上げの時期に合わせて令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子ど
もの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援に係る費
用を無償化することとされた。

さらに、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30
年 12 月 28 日閣議決定）においては、放課後等デイサービスを除く全ての障害児通
所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保
育所等訪問支援を行う事業）並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施
設の利用料を無償化する方針が示された。

これらを実現するため、所要の措置を講ずる。

第2 改正の内容

1 改正政令の内容

(1) 障害児通所支援負担上限月額等の考え方について

通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（以下「保護者」という。）が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となる3歳から5歳までの通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児（以下それぞれ「無償化対象通所児童」又は「無償化対象入所児童」という。）を養育している場合の障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）の考え方について、以下のとおり新たに規定する。（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条、第25条の2及び第27条の2関係）

- ・ 無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を0円とすること。
- ・ 小学校就学前児童を複数養育する通所給付決定保護者又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯であって負担額算定基準者を複数養育する通所給付決定保護者については、一定の要件を満たす児童の指定通所支援に係る費用に100分の10又は100分の5を乗じて算出した額を合算した額を障害児通所支援負担上限月額等として算定するところ、これらの児童の中に無償化対象通所児童がいる場合には、その分を合算の対象外とすること。
- ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のいずれにも該当しない児童の指定通所支援、基準該当通所支援又は指定入所支援（以下「指定通所支援等」という。）に係る費用にのみ100分の10を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

(2) 高額障害児通所給付費算定基準額等の考え方について

保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援又は指定入所支援のあった月において市町村民税を課されない者である場合又は被保護者である場合若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該保護者の高額障害児通所給付費算定基準額又は高額障害児入所給付費算定基準額を0円とし、当該保護者以外の保護者の高額障害児通所給付費算定基準額又は高額障害児入所給付費算定基準額を37,200円とする。（令第25条の6及び第27条の5関係）

(3) その他所要の改正を行う。

2 改正省令の内容

(1) 障害児通所支援負担上限月額等の変更に係る通知について

改正政令の施行により、無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童がいる期間としない期間とでは、当該保護者に係る負担上限月額が異なる場合がある。

このことについて、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）において、市町村又は都道府県は、負担上限月額等に変

更があったときには保護者に通知しなければならないとされているところ、一般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、令の改正により負担上限月額を一律に変更するものであることを踏まえ、通知を不要とする。ただし、保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。（児福則第18条の11及び第25条の9関係）

（2）入所給付決定保護者の児童に準ずる者について

改正政令により、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について、入所給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該入所給付決定保護者の児童であったもの又は当該入所給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を児福則に新設する。（児福則第25条の2の2関係）

（3）請求様式における「利用者負担上限月額①」欄について

障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第179号）の様式第二における「利用者負担上限月額①」欄には、無償化対象通所児童等に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税所得割の額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。

（4）その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和元年10月1日（以下「施行日」という。）（ただし、2（2）①は、公布の日から施行する。）

2 経過措置

（1）改正政令

無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童の指定通所支援若しくは基準該当通所支援又は指定入所支援（以下「指定通所支援等」という。）に係る費用の無償化は、施行日以後に行われる指定通所支援等について適用し、施行日以前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例によることとする。

（2）改正省令

- ①改正省令による改正後の児福則を施行するために必要な行為は、施行日前においても行うことができることとする。
- ②施行日に現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。
- ③施行日に現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。